

○国土交通省告示第千百九十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第五十三条（これらの規定を同令第六十一条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、貨物軽自動車安全管理者講習等の内容及び実施に関する基準並びに貨物軽自動車安全管理者講習等の講師に関する研修の種類等を定める告示を次のように定める。

令和六年十月一日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

貨物軽自動車安全管理者講習等の内容及び実施に関する基準並びに貨物軽自動車安全管理者講習等の講師に関する研修の種類等を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十九号）において使用する用語の例による。

（講師の要件）

第二条 貨物軽自動車安全管理者講習の講師は、運行管理者資格者証の交付を受けている者であつ

て、一年以上運行管理者として職務を行つた経験を有するもの又は貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領別表第二に掲げる研修を修了しているものとする。

（貨物軽自動車安全管理者講習の内容）

第三条 安全規則第五十三条第一号の国土交通大臣が告示で定める内容は別表第一に掲げる講習項目、内容及び時間とする。

（貨物軽自動車安全管理者定期講習の内容）

第四条 安全規則第六十一条の規定により準用する同令第五十三条第一号の国土交通大臣が告示で定める内容は別表第二に掲げる講習項目、内容及び時間とする。

（講習事務の実施に係る遵守事項）

第五条 安全規則第五十三条第二号の国土交通大臣が告示で定める基準は次に掲げるものとする。

一 少なくとも毎年度一回（講師として選任された日の属する年度を除く。）、貨物軽自動車安全

管理者講習の実施者が実施する次条第二号に規定する研修に講師を参加させるものであること。

二 毎年度五月三十一日までに、前年度の貨物軽自動車安全管理者講習の実施の結果及び前年度の講師の研修に関する報告を国土交通大臣に提出するものであること。

三 貨物軽自動車安全管理者講習を実施したときは、次に掲げる事項を記載した記録簿（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、当該貨物軽自動車安全管理者講習を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

イ 貨物軽自動車安全管理者講習の実施日時及び項目

ロ 安全規則第四十八条第二項第五号に掲げる書類に記載された講師以外の者が補助者として貨物軽自動車安全管理者講習を実施した場合にあつては、当該補助者の氏名

四 運輸監理部長又は運輸支局長の求めに応じて、貨物軽自動車安全管理者講習の実施の状況に關して必要な情報の提供を速やかに行うものであること。

五 貨物軽自動車安全管理者講習を修了した者について、次に掲げる事項を記載した修了者台帳（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、当該貨物軽自動車安全管理者講習を実施した日から少なくとも十年間保存するものであること。

イ 修了者の氏名及び生年月日

ロ 修了年月日

ハ 第七号ニの規定により修了者に付された修了番号

六 運転免許証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）

その他の書類により、貨物軽自動車安全管理者講習を受講しようとする者であることを確認するものであること。

七 安全規則第五十四条第五号に掲げる貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書（当該修了証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）には、次に掲げる事項を記載するものとし、

当該修了証明書の交付により、貨物軽自動車安全管理者講習を修了した旨の証明を行うものであること。

イ 修了者の氏名

ロ 修了年月日

ハ 貨物軽自動車安全管理者講習の実施機関の名称

ニ 貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付に当たって修了者に付される修了番号

八 貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書を汚し、損じ、又は失った者等から、当該修了証明書の再交付の申請があつたときは、貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書を交付するものであること。

九 受講者から受講履歴の証明の申請があつたときは、第五号の規定により保存している修了者台帳の記録に基づき受講の証明を行うものであること。

十 受講者が所属する貨物軽自動車運送事業者からの修了試問の結果に関する照会に対して速やかに回答するものであること。

(講習の講師に対する研修の基準)

第六条 安全規則第五十三条第三号の国土交通大臣が告示で定める基準は、講師として貨物軽自動車安全管理者講習の実施に必要な知識及び技能を習得させるために適切なものであつて、次に掲げるものとする。

一 新たに貨物軽自動車安全管理者講習の講師になろうとする者に対する研修にあつては、別表第三に掲げる内容を含むこと。

二 貨物軽自動車安全管理者講習の講師である者に対する研修にあつては、別表第四に掲げる内容を含むこと。

2 貨物軽自動車安全管理者講習の講師が貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領別表第四に掲げる研修を受講した場合にあつては、前項第二号に掲げる内容を含む研修を受講したものとみなす。

（貨物軽自動車安全管理者定期講習に関する準用）

第七条 第五条及び第六条の規定は、貨物軽自動車安全管理者定期講習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	安全規則第五十三条第二号	安全規則第六十一条において準用する同令第五十三条第二号
第五条第三号ロ	安全規則第四十八条第二項第五号	安全規則第六十一条において準用する同令第四十八条第二項第五号
第五条第五号	次に掲げる事項を記載した修了者台帳	次に掲げる事項（ハに掲げる事項を除く。）を記載した修

	第五条第七号		安全規則第五十四条第五号	了者台帳
第五条第七号及び第八号	貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書		貨物軽自動車安全管理者定期講習修了証明書	貨物軽自動車安全管理者定期講習修了証明書
第五条第七号	次に掲げる事項を記載する		次に掲げる事項（二に掲げる事項を除く。）を記載する	次に掲げる事項（二に掲げる事項を除く。）を記載する
第六条第一項	安全規則第五十三条第三号		安全規則第六十一条において準用する同令第五十三条第三号	安全規則第六十一条において準用する同令第五十四条第五号

別表第一（第三条関係）

貨物軽自動車安全管理者講習		
講習項目	内容	時間
自動車運送事業、道路交通等に関する法令	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、安全規則、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）、自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第三百四号）、道路交通法（昭和三十一年法律第五号）、労働基	五時間

修了試験及び補習	自動車事故防止に関すること	運行管理の業務に関すること	
補習 と認められなかった者に対する 了試験及び所定の能力を有する 講習の効果を判断するための修	管理等に関する基礎知識 飲酒運転防止、労務管理、健康	基づく運行管理の実務 趣旨及び内容並びに安全規則に 貨物軽自動車安全管理者制度の	令、告示及び通達 九号）その他関連する政令、省 準法（昭和二十二年法律第四十

備考
この時間の欄の時間は、最低時間であつて、最低時間以上講習を実施することを妨げるものではない。

別表第二（第四条関係）

貨物軽自動車安全管理者定期講習		
講習項目	内容	時間
自動車運送事業、道路交通等に関する法令	貨物自動車運送事業法、安全規則、道路運送車両法、自動車点検基準、自動車事故報告規則、道路交通法、労働基準法その他関連する政令、省令、告示及び	二時間

備考 この時間の欄の時間は、最低時間であって、最低時間以上講習を実施することを妨げるものではない。				
	修了試験及び補習	自動車事故防止に関する事	運行管理の業務に関する事	
	講習 と認められなかった者に対する	事故事例に基づく事故防止対策	最新の情報に基づく運行管理の 実務	通達

別表第三（第六条関係）

研修内容			時間
講師としての心構え			○・五時間
貨物軽自動車安全管理者講習に関する知識			五時間
貨物軽自動車安全管理者講習に関する実施方法			二時間

別表第四（第六条関係）

研修内容			時間
貨物軽自動車安全管理者講習に関する知識			三時間
貨物軽自動車安全管理者講習に関する実施方法			○・五時間

附 則

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。